

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500147 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500071 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 21 年 10 月 21 日から平成 22 年 4 月 1 日に訂正し、平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月までの標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 21 年 10 月 21 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 33 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 21 年 10 月 21 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 21 年 10 月 21 日となっているが、平成 22 年 3 月まで厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において A 社に引き続き勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）及びオンライン記録によると、請求者と同様に平成 22 年 6 月 3 日付けで平成 21 年 10 月 21 日に遡って資格喪失処理が行われている従業員が複数確認できるが、いずれの従業員も、資格喪失日以降も引き続き同社において雇用保険に加入していたことが確認できる上、上記従業員のうち複数の者は、請求期間において勤務形態や雇用形態の変更はなかった旨陳述・回答している。

さらに、滞納処分票により、年金事務所が資格喪失届を受け付けた平成 22 年 5 月 24 日当時、A社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、請求者に係る A 社における資格喪失届は、上述のとおり年金事務所において平成 22 年 5 月 24 日に受け付けられており、6 か月以上遡及した届出であることが確認できるところ、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生防止を目的として、平成 21 年 3 月 17 日付け庁保険発第 0317001 号「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底について」を発出しており、特に 6 か月以上遡及して資格喪失処理を行う場合は、「特定遡及処理要領」に基づき、「特定遡及処理連絡・確認票」を作成することとされているが、管轄年金事務所は、「特定遡及処理連絡・確認票」及びその関係書類は見当たらないと回答している上、請求者に係る同社の資格喪失届に添付された平成 21 年 10 月分の賃金台帳及びタイムカードでは請求者が平成 21 年 10 月 20 日に退職したことが確認できないことから、年金事務所は当該資格喪失届の処理において、「特定遡及処理要領」に基づく必要な事実確認を怠ったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 21 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、従業員の回答及び請求者が保有する給与支給明細書から、平成 22 年 4 月 1 日であると認められる。

また、平成 21 年 10 月から平成 22 年 3 月までの標準報酬月額については、平成 21 年 9 月の定時決定記録から、28 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500185 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500026 号

第1 結論

昭和 58 年＊月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 38 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年＊月から昭和 61 年 3 月まで

私の父が管理していた私名義の預金通帳には、国民年金保険料が昭和 58 年＊月から昭和 61 年 4 月までほぼ定期的に口座から引き落とされている記載があるので、当時、大学生であった私を両親が国民年金に加入させ、その保険料を納付してくれていたと思う。

信用金庫の預金通帳の写しを提出するので、請求期間の記録を調査の上訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者名義の預金通帳の写しの摘要欄には、「ネンキン」と記載され、請求者の主張どおり、昭和 58 年＊月から昭和 61 年 4 月までの間、ほぼ定期的に一人分の国民年金保険料が口座から引き落とされていることが確認でき、信用金庫から提出された請求者名義の預金通帳に係る取引月報の写しにおいても、国民年金保険料と思われる金額が出金額の欄に記載されていることが確認できる。

しかしながら、預金通帳の昭和 58 年＊月の引き落とし記録は、昭和 58 年＊月から同年＊月までの期間の国民年金保険料であると考えられ、取引月報の国民年金保険料の出金記録も昭和 51 年 4 月から始まっており、これらの記録は、いずれも請求者が二十歳前で国民年金の適用除外期間である昭和 58 年＊月以前の期間の保険料に係るものである上、請求者は、請求期間当時、家族の中で国民年金に加入する必要があったのは請求者のみであったとしているが、請求者の母親は、請求期間を含む昭和 50 年 9 月から昭和 61 年 3 月まで国民年金に任意加入しており、前述の預金通帳で確認できる国民年金保険料の口座からの引き落とし記録は、請求者の母親の納付記録と一致していることから、預金通帳から引き落とされている国民年金保険料は請求者の母親のものであると考えられる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500145 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500070 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 県庁における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 4 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 21 年 1 月から昭和 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 9 月 2 日から昭和 26 年 4 月 1 日まで

A 県庁に採用され、B 職として勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。勤務期間に職場の異動はあったが、A 県庁や進駐軍施設で勤務していたことは間違いないので、請求期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A 県庁は、請求者に係る氏名、職種（B 職）等について調査したものの、請求者の勤務を確認することができない旨回答している。

一方、C 局（現在は、D 局）は、平成 17 年 6 月 22 日付けで、昭和 22 年 7 月 20 日から同年 7 月 30 日までの期間、昭和 22 年 7 月 31 日から昭和 23 年 2 月 15 日までの期間及び昭和 23 年 2 月 15 日から昭和 24 年 2 月 28 日までの期間について、請求者に係る連合国関係使用人としての勤務を証明しているところ、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号）により、進駐軍労務者は、昭和 24 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用を受けることとされており、昭和 22 年 7 月 20 日から昭和 24 年 2 月 28 日までの期間について請求者は厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、A 県庁は、請求者に係る氏名、職種（B 職）等について調査したものの、請求者の勤務を確認することができない旨回答している。

一方、オンライン記録により請求者は、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 2 日までの期間、A 県（E 健康保険組合）において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、同組合に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載のある被保険者のうち、住所の確認できる 14 人に文書照会を行い、10 人から回答を得たものの、当該回答者の中に請求者を知る者はおらず、請求者の請求期間②における進駐軍労務者としての勤務を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500233 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500072 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 3 月 29 日から昭和 47 年 9 月 10 日まで

請求期間に B 市 C 区 D 町にあった A 社に勤務していた。昭和 43 年頃、病院で手術を受けた際には、会社の健康保険被保険者証を使用し、入院中は傷病手当を受けており、厚生年金保険に加入していたはずなので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の知人の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成 14 年 7 月 31 日に解散しており、当該登記簿において確認できる代表取締役の連絡先は不明のため、請求者の請求期間に係る雇用形態等については確認できない。

また、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、請求期間に同社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できるものの、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録を確認できない。

さらに、請求者は、A 社の健康保険被保険者証を使用し、手術のため病院に入院した際には、傷病手当を受給した旨陳述しているところ、当該病院は、請求者に係る診療録が保管されていない旨回答していることから、請求者の請求期間当時の健康保険について確認することができない。

加えて、請求者は、A 社において厚生年金保険に加入していたとする同僚の一人を記憶している旨陳述しているところ、当該同僚と思われる者については、同社に係る厚生年金保険の加入記録を確認できず、昭和 39 年 4 月から昭和 46 年 8 月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500088 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500073 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（後に、B社。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 6 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和 29 年 7 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当該期間は A 社に勤務していたので、昭和 29 年 7 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社の複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間に同社において同社に関連する業務を行っていたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は連絡先不明のため、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない上、C 社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答している。

また、請求者の雇用保険の資格取得日（昭和 33 年 6 月 21 日）が厚生年金保険の資格取得日と同一であり、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 33 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 28 人について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は請求者と同様に記録されており、被保険者名簿及び払出簿において遡って記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500382 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500074 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 55 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 13 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時に職場の異動はあったものの、継続して同社に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る給与明細一覧表により、請求期間に給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。